

牛乳の配達せしむる際之しつ妨害せしむる半議団員四十一名を檢束首謀者ト目スベキ左記四名を拘留一週間ニ附シテ續キ取調中

牛乳配達夫 関根徳右エ門 26

大石金太郎 21

近内今朝吾 21

島田 鉄夫 21

右及申(通)報候也

全国新聞労働組合員

別記  
株式会社改川牛乳店対従業員ノ紛議ハ无記条件ニヨリ田島解決シタルニ付テハ茲ニ  
覺書三通ヲ作製シ当事者及方及調停者各一通之ヲ所持ス

- 一 取寄従業員ノ部(配達員)
- 二 森人事務長ヲ退社サセルコト
- 三 配達員兼庶務員全三五月支給スルコト
- 四 三月見習期間満止

- 一 従業員ヲ採用スル際従業員ニ参加スル者
- 二 従業員解雇ノ際ハ労働会委員ニ審議サセルコト
- 三 労働会ヲ認メルコト

- 一 大坂若紙首ヲ取消スルコト
- 二 妻帯者ニ対シ月額十圓支給スルコト
- 三 公休二日制定但シラコト後業員ニ  
川様ノコト

- 一 但シ傷病ノ場合ハ公休ニ録入シテ事  
出度外ハ独立日ヲ以テ基準トスルコト
- 二 是本代撤廃、上外ハ全額ノ如何ヲ同  
六五割支給スルコト

- 一 由湯袋ヲ支給スルコト
- 二 由従業員及亦、津現在、歩合、下下又コト

承認シ難シ  
三十日也ヲ認ム  
見習期間一月ヲ認ム但シ見習期間中ハ彼  
川労働会負ト認メス

認メズ  
現在当会社従業員有志ニヨリテ組織セラレタ  
ル労働会ヲ認ム  
拒絶ス  
月額金五円ヲ認ム但シ妻帯者ニシテ東京ニ妻帯ヲ  
持ツ者  
噴額ヲ認ム(公休二日ノ内一日ハ公休トシ  
一日、公休ハ全額以テ支給共全額一月也)

認ム但レ公傷ノ場合ニ限ル  
其去ベニ三月五月間ハ上外ニ対スル制限ヲ重カ  
ス其但月ニ於テハ後業員増額金十五圓以内ヲ認メズ  
見本代ノ件ハ従前通トス  
又浴費ハ会社ニ於テ負担ス

従前通